

結婚新生活支援金

これから結婚して新生活をスタートしたいと考えている方へ
対象世帯の新生活にかかる費用の一部を補助します。

夫婦ともに29歳以下の場合：最大60万円

夫婦ともに39歳以下の場合：最大30万円

2026.4.1

1 対象となる方（条件）

- ① 2026年1月1日から2027年3月31までに入籍したこと
 - ② 夫婦ともに入籍日における年齢が39歳以下であること
 - ③ 夫婦の合計所得金額が500万円未満であること（貸与型奨学金を返済している場合はその額を控除した額）
 - ④ 夫婦のいずれも又は一方が申請日において多治見市に住民票があること
 - ⑤ 自治会、町内会などの自治組織に加入していること
 - ⑥ 申請日から3年以上継続して多治見市に居住すること
 - ⑦ 夫婦ともに、申請年度内に次の講座等のうちいずれかを受講していること
 - ・ ライフデザイン支援講座等
 - ・ プレコンセプションケアに関する講座等
 - ・ 医療機関への妊娠・出産に関する相談等
 - ・ 共家事・子育て講座等
- ⇒ 詳細は、裏面をcheck 🔍

2 対象となる経費

申請する年度の4月1日～3月31日の間に支払った以下の費用

△勤務先から手当等が支給される場合や公的制度の補助等がある場合は、その額を控除した額

①新居の取得費用

※婚姻日より前の取得でも対象
※婚姻日から起算して、1年以内に支払ったもの



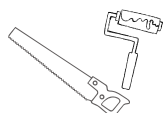
②賃貸住宅の家賃等

家賃・共益費・敷金礼金・仲介手数料
※鍵交換・清掃・駐車場・保険料や保証料は対象外
※同居を開始した月以後のものに限ります



③リフォーム費用

住宅機能の維持向上のための修繕、増改築等
※婚姻日から起算して1年以内に支払ったもの
※家電の購入や外構工事、車庫に係る工事は対象外



④引越し費用

引越業者または運送業者に支払った実費
※婚姻に伴う引越であれば、婚姻日より前の引越も対象
※自ら借りたレンタカー代等は対象外



3 申請期限

令和9年2月26日（金曜日）

△期限までに申請が間に合わない場合は、事前に企画政策課へご連絡ください。
予算に限りがあるため、早めの申請をお願いします。

4 申請書類

企画政策課（多治見市役所本庁舎4F）へご提出ください

- ① 多治見市結婚新生活支援金交付申請書兼請求書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 戸籍謄本または婚姻届受理証明書の写し
- ④ 夫婦の住民票の写し
- ⑤ 夫婦の最新の所得証明書の写し
- ⑥ 支援対象経費を支払ったことが分かる書類の写し
【住宅を取得した場合】住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
【住宅を賃借している場合】住宅の賃貸借契約書の写し、領収書等
【住宅をリフォームした場合】リフォームに係る工事請負書類の写し
【引越し業者等を使用した場合】引越業者に支払った費用の領収書等
- ⑦ 振込先口座の情報が分かる通帳やキャッシュカードの写し（申請者名義の口座に限る）
- ⑧ 住宅費、引越費用及びリフォーム費用に係る手当支給状況証明書
（勤務先から住宅に係る手当が支給されている場合のみ）
- ⑨ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し
（貸与型奨学金の返済を行っている場合のみ）
- ⑩ 町内会に加入したことが確認できる書類（例：町内会費領収書、加入申込書、町内会規約等の写し）

5 受講いただく講座等について

- ① ライフデザイン支援講座等
 - 乳幼児親子とのふれあい体験【@ぽかぽか広場／事前予約制】
 - ママパスクール（妊娠・出産編）への体験参加【@保健センター／事前予約制】
- ② プレコンセプションケアに関する講座等
 - プレコンセプションケア啓発動画視聴 ⇒ 内容を踏まえたアンケートに回答いただきます
- ③ 医療機関への妊娠・出産に関する相談等
 - 助産師によるマタニティ相談（毎週月曜日／30分程度）【@保健センター／事前予約制】
- ④ 共家事・子育て講座等
 - 共育プロジェクトセミナー動画視聴 ⇒ 内容を踏まえたアンケートに回答いただきます
 - 「共家事・共育チェックシート」による診断 ⇒ アンケートに回答いただきます



6 お問い合わせ

多治見市企画政策課

多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所本庁舎4階

TEL：0572-22-1376 FAX：0572-24-0621

Mail：kikaku@city.tajimi.lg.jp

結婚新生活支援金HP
申請書類のダウンロード
はこちらから⇒

